

手話や聞こえないことを学習する 団体等に講師を派遣します

市 民 福 祉 部
障 害 福 祉 課

直通 934-4830

沼津市では、令和2年に施行された「沼津市手話言語条例」に基づき、手話や聞こえないことに対する理解の促進を通じて、誰もがお互いの個性と人格を尊重し、安心して暮らすことができる「共生社会」の実現を目指しています。

さらなる理解の促進を図るため、手話や聞こえないことについての学習を希望する団体等に対して、無料で講師(聴覚障害当事者・手話通訳者)を派遣します。

聴覚障害当事者との交流や体験談を通じて、手話をはじめとする聞こえない人とのコミュニケーション方法や、聞こえないという障害について学んでみませんか。



- 名 称 沼津市手話等学習会講師派遣事業
- 対 象 市内に住むか通勤・通学する人で構成する10人以上の団体
- 講 師 聴覚障害当事者(聞こえない人)、手話通訳者
- 時間等 平日・休日を問わず9時~21時の間で、1回2時間以内(年間2回以内)
- 講師料 無料
- 申込方法 開催予定日の2か月前までに、市役所別館障害福祉課または沼津市ホームページにある所定の用紙に必要事項を明記して提出(持参、郵送、FAX、メール)
- 申込先 沼津市役所 障害福祉課(支援係)
問合せ 〒410-8601 沼津市御幸町16番1号
電話 055-934-4830
FAX 055-934-2631
Mail syouhuku@city.numazu.lg.jp

手話等学習会講師派遣申込書

年 月 日

(あて先) 沼津市長

住所又は
所在地

団体名

申込者 代表者名

担当者名

電話
(連絡先) FAX
メール

手話等学習会への講師派遣について、次のとおり申し込みます。

学習会名称	
日時	年 月 日() 午前 時 分 ~ 午前 時 分 午後 午後
会場	会場名 電話 所在地
参加人数	
内容	

(遵守事項)

- ・会場の確保及び資料の印刷等は、申込者において行うこと。
- ・原則として開催日の2か月前までに申し込むこと。